

# 食品安全委員会第 253 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 20 年 9 月 4 日（木） 14:00～15:15

2. 場所 委員会大会議室

## 3. 議事

- (1) 農業専門調査会における審議状況について (P. 3)
  - ・「フルアクリピリム」に関する意見・情報の募集について
  - ・「ペンシクロン」に関する意見・情報の募集について
- (2) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について (P. 8)
  - ・農薬「トリルフルアニド」に係る食品健康影響評価について
  - ・農薬「ピリプロキシフェン」に係る食品健康影響評価について
  - ・農薬「プロポキシカルバゾン」に係る食品健康影響評価について
- (3) 食品安全委員会の改善に向けた検討について (P. 11)
- (4) 食品安全委員会の 8 月の運営について (P. 18)
- (5) 食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」 (P. 20)  
(平成 20 年 6 月実施) の結果について
- (6) その他 (P. 26)

## 4. 出席者

(食品安全委員会委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

(事務局)

栗本事務局長、日野事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、角田勧告広報課長、  
酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

## 5. 配布資料

資料 1 - 1 農業専門調査会における審議状況について〈フルアクリピリム〉

資料 1 - 2 農業専門調査会における審議状況について〈ペンシクロン〉

- 資料 2 - 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈トリルフルア  
ニド〉
- 資料 2 - 2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ピリプロキシ  
フェン〉
- 資料 2 - 3 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈プロポキシカ  
ルバゾン〉
- 資料 3 食品安全委員会の改善に向けた検討に当たっての論点の整理について
- 資料 4 食品安全委員会の 8 月の運営について
- 資料 5 - 1 食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」  
(平成 20 年 6 月実施)の結果について(概要版)
- 資料 5 - 2 食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」  
(平成 20 年 6 月実施)の結果について(詳細版)
- 資料 6 ビスフェノール A の食品健康影響評価の進め方について

## 6. 議事内容

◆見上委員長 ただ今から食品安全委員会第 253 回会合を開催いたします。本日は 7 名の委員が出席です。

それでは、お手元でございます「食品安全委員会(第 253 回会合)議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は 10 点ございます。

資料 1 - 1 及び資料 1 - 2 が「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料 2 - 1 から資料 2 - 3 まだが「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3 が「食品安全委員会の改善に向けた検討に当たっての論点の整理について」。

資料 4 が「食品安全委員会の 8 月の運営について」。

資料 5 - 1 及び資料 5 - 2 が「食品安全モニター課題報告『食品の安全性に関する意識等について』(平成 20 年 6 月実施)の結果について」。

資料 6 が「ビスフェノール A の食品健康影響評価の進め方について」でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

## (1) 農業専門調査会における審議状況について

◆見上委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

最初に、「農業専門調査会における審議状況について」でございます。本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されています。事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料1-1と資料1-2に基づいて御説明いたします。いずれも農薬の評価書（案）でございます。

まず、資料1-1、「フルアクリピリム」について御説明申し上げます。

評価書（案）の3ページの「審議の経緯」に記載がございますように、本農薬につきましては2001年12月に初回農薬登録がされております。その後、ポジティブリスト制度導入に伴いまして、2005年11月に暫定の残留基準値が設定されております。

今回の評価につきましては、2007年3月、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

農薬専門調査会におきまして、2回御審議をいただいております。本日評価書（案）が提出されております。

6ページ、「7. 開発の経緯」を御覧いただきたいと思います。フルアクリピリムは殺虫剤、殺ダニ剤でございます。

作用機構はミトコンドリアにおける電子伝達系酵素複合体Ⅲの阻害による呼吸阻害作用と考えられているものでございます。

「Ⅱ. 安全性に係る試験の概要」につきましては、7ページ以降に記載がされております。

まず、「1. 動物体内運命試験」につきましては、ラットを用いて検討されております。

$T_{max}$  は、低用量では雄が8時間、雌が6時間ということでございますが、投与72時間後には、検出限界未満となるということで、排泄の方は速やかに行われるというものでございます。この排泄の試験のところにもございますが、用量にかかわらず、投与後96時間以内で総投与放射能の91.7%から104%が回収されたということで、排泄は比較的早く進むというものでございまして、主要排泄経路は糞中ということとされております。

「胆汁中排泄試験」が実施されております。腸肝循環を受ける可能性が示唆されております。

「(4) 体内分布」につきましては、吸収されますと肝臓あるいは腎臓に比較的高く分

布するというところでございます。

主要代謝経路でございますが、フェニル環の水酸化、あるいはメトキシアクリラートの二重結合の還元と水酸化、メチルエステルの加水分解、アクリラート基の二重結合の酸化的開裂などの代謝経路が推定されているところでございます。

「2. 植物体内運命試験」につきましては、みかん、りんごを用いて検討されております。いずれの場合も、散布した後、大部分は表面にとどまるということで、可食部への浸透移行性は少ないということでございます。

また、本農薬は親化合物が主要成分として残留していることとされております。

12 ページ、「3. 土壌中運命試験」等、環境における挙動に関する試験の成績が提出されております。

「土壌中運命試験」の成績を見ますと、推定半減期は 40 日ないし 100 日程度という結果となっております。

また、13 ページ、「4. 水中運命試験」の成績が掲載されておりますが、「加水分解試験」の成績を見ますと、推定半減期が 574 日及び 131 日ということで加水分解は受けにくい性質のものでございます。

また、「(2) 水中光分解試験」の試験成績を見ますと、推定半減期は 156 日から 136 日ということで、光に対して分解はいたしますが、光に対して分解をしにくい性質のものと思われま。

「5. 土壌残留試験」の成績が「表 5」に示されておりますけれども、圃場試験の成績を見ますと、推定半減期が 7 日あるいは 19 日ということで、自然環境においては分解が比較的早く進むという性質のものでございます。

「毒性試験」の概要でございますが、15 ページ以降にまとめられております。

特に 16 ページ以降に示されております「反復投与毒性試験」などの成績を見ますと、本農薬の毒性は、主に肝臓に認められるということでございます。

「慢性毒性試験及び発がん性試験」の結果が 18 ページ以降にまとめられております。

この中でラットを用いました「(2) 2 年間慢性毒性／発がん性併合試験」の結果、「表 13」でございますけれども、肝臓に腫瘍性の病変の発生頻度が高くなるということが認められております。

同様にマウスを用いました 80 週間の発がん性試験の結果でございますが、表 15 にまとめられておりますように、十二指腸／空腸及び肝臓に腫瘍性の病変が高用量の投与群で認められているという結果でございます。

この腫瘍性病変の発生のメカニズムにつきましては、後ろの方の 24 ページ、「14. その他の試験」のところで幾つかの試験が検討されております。

この点についての取りまとめが 28 ページの「(12) まとめ」というところに記載されております。

まず、「①ラット及びマウスにおける肝発がん機序」でございますけれども、結論につきましては、最後の方に記載がございます。フルアクリピリムの持続的な大量投与により、肝臓において、肝薬物代謝酵素の誘導及び弱いながらも肝細胞の障害による細胞増殖をもたらし、その結果、肝細胞腺腫・癌が発生したと考えられたとございます。

また、「②マウスにおける小腸発がん機序」につきましても、考察がなされておりました、「高用量投与において、アポトーシス抑制作用及び小腸粘膜上皮細胞の増殖亢進が認められ、その結果、腺腫・腺癌が発生したと考えられた」。このように腫瘍発生につきましては、考察がなされているところでございます。

ページは戻りますが、20 ページ以降、生殖発生毒性試験の成績がまとめられております。

結果でございますが、繁殖能に対する影響あるいは催奇形性というものは認められなかったという結果でございます。

22 ページにまいりますと、「13. 遺伝毒性試験」の成績がまとめられております。

原体を用いた試験成績が、「表 17」にまとめられておりました、これはすべて陰性の結果でございました。

また、代謝物それから原体混在物につきましてはの検討結果が、「表 18」にまとめられております。一部陽性の結果が出ておりますけれども、限界用量まで試験された哺乳類の培養細胞を用いたコメットアッセイ、げっ歯類を用いた小核試験では陰性であったということで、全体として見ると、生体において問題となる遺伝毒性はないものと考えられるという結論になっているところでございます。

以上のような評価を基に 29 ページに、「Ⅲ. 食品健康影響評価」が取りまとめられております。

農薬専門調査会は、無毒性量の最小値がラットを用いた 2 年間慢性毒性／発がん性併合試験の 5.9mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.059mg/kg 体重/日を ADI と設定したという結論になっております。

続きまして、資料 1 - 2 の「ペンシクロン」について御説明いたします。

評価書（案）の 3 ページ、「審議の経緯」にお示ししますように、本農薬につきましては 1985 年 9 月に初回農薬登録がされております。

評価の要請につきましては、2003年7月、厚生労働大臣より清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価について要請がございました。

それから、2007年9月でございますが、農林水産省から魚介類について基準設定の依頼がございまして、これを受けまして、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請がございました。

さらに、2008年4月でございますが、チョウセンニンジンにつきまして、インポートトランス申請がございました。

そういうことで3件の要請事項によりまして、評価の要請があったものでございます。

それから、この農薬につきましては、ポジティブリスト制度の導入に伴いまして、暫定の残留基準値が設定されているということでございまして、併せまして、基本法24条2項による諮問もなされているところでございます。

評価の内容について御説明いたします。

7ページ、「7. 開発の経緯」に記載がございまして、ペンシクロンは、尿素系殺菌剤でございまして、菌糸の成長を停止させ菌の生育を阻害するとされているというものでございます。

「Ⅱ. 安全性に係る試験の概要」につきましては、9ページ以降にまとめられております。

「1. 動物体内運命試験」の結果でございますが、ペンシクロンは速やかに吸収されるということでございまして、投与後速やかに糞及び尿中に排泄されるということがわかっております。

「(3) 胆汁中排泄」試験の結果、胆汁中に40%程度排泄されるという結果も提出されております。

吸収されますと、本農薬につきましては、胆嚢、肝臓、腎臓、副腎、脂肪に比較的高く分布をするという結果が出ております。

しかしながら、「全身オートラジオグラフィ」などの結果を見ますと、本農薬は速やかに吸収され全身に分布し、比較的短時間で排泄されるという結果となっております。

また代謝につきまして、ペンシクロンの主要代謝経路は、シクロペンチル環の脱離、フェニル環の水酸化、シクロペンチル環の水酸化、フェニル環の水酸化、C-N結合の開裂などによりまして代謝されるという成績が提出されております。

「植物体内運命試験」につきましては、稲、ばれいしょ、レタスを用いた試験成績が提出されております。

結果の概略を御説明いたしますと、散布した農薬は大部分が塗布部に残留するというところでございまして、その大部分が親化合物という結果となっております。

17 ページ、「3. 土壌中運命試験」等、環境における挙動に関する試験成績が提出されております。

土壌中運命試験の成績では、推定半減期が 20 日ないし 60 日という結果が得られております。

また、光分解性が高い農薬でございまして、「土壌表面光分解試験」では推定半減期は 2 日以内という推定をされているところでございます。

また、加水分解につきましては、1 mol の塩酸、あるいは 1 mol の水酸化ナトリウムという、強酸あるいは強アルカリの溶液中では、分解が早く進むという結果が得られております。

「5. 土壌残留試験」につきましては、「表 5」にまとめられておりますけれども、圃場試験の成績を見ますと、10 日から 90 日間の推定半減期という試験成績が提出されているところでございます。

「6. 作物等残留試験」の成績につきましては、「別紙 3」の方に取りまとめられているところでございます。

魚介類の最大推定残留値につきましては、0.75mg/kg と推定をされているところでございます。

22 ページ以降、「9. 急性毒性試験」に関する成績がまとめられております。「表 7」の急性毒性試験の結果を見ますと、本農薬の毒性は比較的弱いということがおわかりいただけると思います。

23 ページ以降、反復毒性試験の成績がまとめられておりますが、本農薬の毒性の特徴として、肝臓に所見が認められるという結果でございます。

25 ページ以降、「12. 慢性毒性試験及び発がん性試験」の結果がまとめられております。

発がん性につきましては、ラットあるいはマウスを用いた試験、いずれの試験におきましても、発がん性は認められなかったという結果でございます。

また、生殖発生毒性試験の結果でございますが、これにつきましても、繁殖能に対する影響、催奇形性といったものは認められなかったという結果でございます。

また「14. 遺伝毒性試験」の成績が「表 14」にまとめられておりますけれども、すべて陰性という結果となっております。

以上のような成績を基にいたしまして、30 ページに「Ⅲ. 食品健康影響評価」がまとめ

られております。

農薬専門調査会は、無毒性量の最小値がラットを用いた2世代繁殖試験の5.3mg/kg体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.053mg/kg体重/日をADIと設定したという結果となっております。

以上、2品目につきましては、本日の委員会終了後、10月3日までの30日間、国民から意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらよろしくお願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、本2件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

## (2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について(農薬)

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

農薬3品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料2-1から2-3に基づいて御説明いたします。

まず資料2-1、「トリルフルアニド」でございます。

3ページ、「審議の経緯」に記載がございますように、トリルフルアニドは殺菌剤でございますが、ポジティブリスト制度の導入に伴いまして、2005年11月に暫定の残留基準値が設定されております。

今回の評価の要請でございますが、2007年6月、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請がございました。

また、2008年の5月には、とうがらしに対しますインポートトレランス申請も併せて行われているところでございます。

農薬専門調査会におきまして2回御審議いただきまして、その評価書（案）につきまして、7月24日から8月22日まで国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。

その結果でございますが、後ろから2ページ目のところの「参考」に記載がございますように、期間中に御意見・情報というものはございませんでした。

最後のページでございますが、一部評価書につきまして、点検いたしまして、表現を修正させていただいております。ADIにつきましては、特に変更の必要性はございませんので、この修正をもちまして関係機関に通知をしたいと考えております。

続きまして、資料2-2、「ピリプロキシフェン」でございます。

3ページ、「審議の経緯」をお開きいただきますとおわかりになると思いますが、この農薬につきましては、既に食品安全委員会におきまして、1度、御評価をいただいているものでございます。昨年でございますけれども、2007年8月に食品安全委員会の評価を終了し、その結果を厚生労働大臣へ通知しているものでございます。

今回の評価でございますが、4ページの「第2版関係」というところに記載がございますように、クランベリーに対するインポートトレランス申請がなされまして、これを受けまして、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

農薬専門調査会におきまして、1回御審議いただきまして、本日、評価書（案）が提出をされております。

今回の評価でございますが、クランベリーにつきましてのインポートトレランス申請ということでございまして、データとしては、41ページの別紙4でございますけれども、これはブルーベリーを使った作物残留試験成績が追加されているというものでございます。

それ以外につきましては、毒性等の新たな知見もございませんので、特に変更はございません。

したがって、このものにつきましては、国民からの御意見・情報の募集の手続を行わないで、そのまま関係機関の方に通知したいと考えているものでございます。

資料2-3、「プロポキシカルバゾン」でございます。

プロポキシカルバゾンは除草剤でございますけれども、3ページ、「審議の経緯」に記載がございますように、ポジティブリスト制度の導入に伴いまして、暫定の残留基準値が

設定されていたものでございます。今回の評価につきましては、2007年1月、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

農薬専門調査会におきまして、2回御審議いただきまして、評価書（案）につきましては、7月24日から8月22日まで国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。

その結果は最後のページに記載しておりますが、期間中に御意見・情報というものはございませんでした。したがって、本件につきましては、農薬専門調査会の結果をもちまして、関係機関の方に通知したいと考えているものでございます。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらよろしくお願ひいたします。

よろしいですか。

◆小泉委員 実は資料2-2なのですが、既に過去に評価も終わっているんですが、私、気になったところが今の段階になってあるんですけども、32ページの「発生毒性試験」で、母動物では「(5)」の真ん中辺より少し上ですが、300mg/kg体重/日以上投与群で、流・早産がみられた。これは恐らく胎児影響だと思うんですが、その少し下では「胎児では、1,000mg/kg体重/日投与群に流・早産による生存胎児数の減少がみられた以外」、300mg/kg体重/日では胎児ではなかったから、それ以外については検体投与による影響はないということで、結論的には1番下のところに、母動物では100mg/kg体重/日、胎児では300mg/kg体重/日と書いてあるんですが、母動物で見られた流・早産の増加が、なぜ胎児では影響がないと言えるのか疑問に思います。本来ならば一致すべきで、胎児でもNOELというか、無毒性量というのは、300mg/kg体重/日より下げて100mg/kg体重/日ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

◆見上委員長 それに対して何か御説明ありますか。

◆北條評価課長 御指摘の点については、私ども事務方で判定をするというのも問題があると思いますので、できましたら、専門調査会に確認をさせていただきたいと思います。

したがいまして、その点が明らかになるまでは、通知の方はペンディングでも結構かと思えます。

◆見上委員長 そういうことでよろしくお願ひいたします。

もう1つお聴きたいんですけども、この試験結果はブルーベリーだけども、同じたぐいの植物ということなのではないでしょうか。それともクランベリーのデータがなかったということですか。

◆北條評価課長 これは同系統のブドウですから、それで代用しているということだと思います。

◆見上委員長 わかりました。

外に何かございませんか。

それでは、本2件につきまして、すなわち、「トリルフルアニド」と「プロボキシカルバゾン」の2件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、前者の一日摂取許容量を0.036mg/kg体重/日、後者の一日摂取許容量を0.43mg/kg体重/日と設定するということがよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

### (3) 食品安全委員会の改善に向けた検討について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「食品安全委員会の改善に向けた検討について」、事務局から説明願ひます。

◆大久保総務課長 それでは、お手元の資料3を御覧いただきたいと思ひます。

1枚目に書いてございますけれども、今回、食品安全委員会の改善に向けた検討を進めるに当たりまして、過去いろいろな関係者から、いろいろな御意見を寄せていただいているところでございます。

具体的には、「情報源とした資料等」というのがございます。企画専門調査会における議論でありますとか、「食品安全モニター」、あるいは「食の安全ダイヤル」等の報告あるいは寄せられた意見。

また、消費者団体あるいは関係団体との懇談会なり、有識者との懇談会、国会、先般の消費者行政推進会議なり、国民生活審議会等における議論、そういうのを1度見直しまして、今回、これを基に、今後検討するに当たっての論点を整理させていただいたというところでございます。

1 ページ、別紙となっておりますが、ここで「食品安全委員会の改善に向けた検討に当たっての論点（案）」という形で取りまとめさせていただいております。

この表を御説明させていただきますと、ここでは「検討すべき論点」の欄、それから「関係者からの指摘等の要旨」、「指摘等の情報源」、この指摘等の情報源は先ほどの情報と基本的には同じでございます。

関係者からの指摘等の要旨にございますけれども、過去いろいろ寄せられたものをここでは幅広く拾っております。もしかしたら、リスク管理の問題に近いものも入っているかもしれません。

また、委員会のみならず、様々な関係者とともを考える問題も含まれているかもしれません。

あるいは、制度的な問題で委員会で考える対象になりにくいものも入っているかもしれません。

しかし、それらも含めとりあえず幅広く拾いまして、今後考えていく上でのヒントと位置付けていただければいいのではないかと思います。

これらの指摘につきましては、いろいろあるわけでございますけれども、とりあえず第1段階としては、この中で共通的な要素といいますか、そういうものを抽出しまして、まとまりのあるくくりとしてとりあえず整理させていただいたのが、検討すべき論点のところ書かれているものでございます。

したがって、今のところ考えておりますのは、ある程度大きくくりの論点に従いまして、今後改善の方向性なり改善の具体策、ある意味この指摘等を参考にしながらという形になるかもしれませんが、検討していくというのがよろしいのではないかと考えております。

まず、大きい項目で「リスク評価関係」でございます。その（1）として「自ら評価」について書かれております。

①にありますように、自ら評価の実施件数なり選定基準・方法を見直せないのか。よく言われていますのは実施件数が少ないとか、これらの検討に当たって消費者の声をもっと取り上げるべきではないかということが指摘されているところでございます。

②は下の「評価一般」とも関係しますが「自ら評価」案件等について審議計画を明確にできないかという声が寄せられております。

「(2) 評価一般」でございます。その大きな論点の1つ目が、評価要請を受けた案件をもっと迅速に処理できないか。指摘のところに若干書いてございますが、まだまだ未処理案件が結構ございます。また、評価に時間がかかっているものもございます。それらを含めた形での論点とさせていただきます。

②で、評価方法や評価内容について見直せないか。細かくは、指摘等の欄に書いてあるとおりでございます。

③④は上とも一致するところでございますが、過去の評価結果等、最新の知見で見直すシステムを取り入れられないか。審議計画を明確にできないか。この辺が挙がってきております。

2 ページ、ここからは大きい2 番目といたしまして、「リスク管理措置等への関与」ということで、これは「食品安全モニター、食の安全ダイヤル」も含んでございます。

(1) で「勧告権・建議権等」としておりますが、そこにつきましては、関係各大臣への勧告権、意見具申権が活用されていないのではないかと。

また、関係各大臣の施策の実施状況の監視（モニタリング）の機能が十分に機能していないのではないかと。

以下、少し細かくなってまいりますけれども、1 つは、モニターの活動をもっと改善できないか。

2 つ目は、モニターの資格自体見直せないのか。

3 つ目、これは改善すべき点、評価すべき点、両方挙がってきておりますけれども、モニター活動の成果をもっと施策形成に反映できないか。

④として、モニター会議自体を、もっと改善できないか等々が挙がってきております。

3 ページ、「食の安全ダイヤル」関係でございますけれども、これにつきまして「食の安全ダイヤル」に対して国民の認知度をもっと高められないかという論点があります。

4 ページ、「3 情報提供」という形でまとめさせていただきます。

①にございますけれども、ここでも改善を求める点、評価すべき点、それぞれ挙がってきておりますけれども、国民に対してもっと分かりやすい情報提供をできないのか。

多く寄せられますのは、右に書いてございますけれども、評価結果が難しく理解できないという声が多いように受け止めます。

②でございますが、社会に発信されている不適切な情報に対して、食品安全委員会は反

論等をすべきではないかという論点でございます。

3つ目でございますが、情報提供において地方公共団体との連携をもっと図れないか。

4つ目でございますが、ホームページをもっと改善できないか。

5ページにまいりまして、⑤メルマガをもっと改善できないか。

⑥ITを使える人、持っている人も限られるということもあり、情報発信手段の多様化をもっと図れないかという論点が挙がってきております。

6ページ、「4 広報」とさせていただきます。

ここでは①でございますが、食品安全委員会の活動が国民に十分に理解されていないのではないか。

②でございますが、国民に対する食品安全の広報にもっと力を入れるべきではないか。

③でございますが、マスメディアとのよりよい関係を築いていけないか。

④でございますが、季刊誌をもっと改善できないか。

⑤はDVDをもっと改善できないかという形でございます。

7ページ、大きく5番といたしまして、「リスクコミュニケーション」を狭義の意見交換会等という形にしております。

①に書いてございますけれども、食品安全委員会のリスクコミュニケーションをもっと有効に機能させられないか。これについては指摘等がございますが、改善の点、評価する点、それぞれ挙がってきているということでございます。

②でございますけれども、リスクコミュニケーションは一部の人との間のものに留まっているのではないか。

③といたしまして、リスクコミュニケーションをもっと双方向のものにできないか。

④といたしまして、食品安全委員会はリスクコミュニケーションでもっと主導的役割を果たせないか。

⑤消費者に分かりやすいリスクコミュニケーションへ改善できないか。

8ページ、引き続きになりますが、⑥意見交換会の開催方法等をもっと改善できないか。

⑦は指導者育成講座事業等がございますが、それらを含めたリスクコミュニケーション推進事業をもっと改善できないか。

⑧は都道府県等と私ども連絡会を持っておりますけれども、全国食品安全連絡会議をもっと改善できないか。

⑨リスクコミュニケーション専門調査会の審議内容をもっと改善できないか。

こういうようなところが出てきております。

9 ページ、これを大きく「6」としまして、「食育」、消費者教育あるいは啓発関係という形になるかもしれません。

1 つは、ジュニア食品安全委員会をもっと充実できないか。これにつきましては、基本的に評価する意見が多いように思いますけれども、更なる改善ということではこんな点が挙がってきているところがございます。

②食育をもっと充実できないか。

③食の安全に関する消費者教育をもって充実できないか。

こういうところがございます。

10 ページ、「7 意見・情報の募集（パブリックコメント）」ということがございます。

①食品安全委員会は消費者等が意見・情報の募集（パブリックコメント）を出しやすくなるようもっと改善できないか。

この根っこは、パブリックコメントの内容が難しいというところがあるように感じられます。

②食品安全委員会に寄せられた意見が施策に十分反映されていないのではないか。

③は②と一緒にかもしれませんが、意見募集等で集まった意見やその回答を業務の改善にもっと結び付けられないか。

こういうようなところがございます。

11 ページ、「8 緊急時対応」としております。

①緊急時における食品安全委員会の役割をもっと明確にできないか。

②食品安全委員会の緊急時の体制をもっと改善できないか。

③食品安全委員会の緊急時における情報発信の在り方を見直せないか。

12 ページ、「9 委員会運営全般」というようなところがございます。

①食品安全委員会の体制（人材面）をもっと改善できないか。

②食品安全委員会の研究機能を強化できないか。

③食品安全委員会の予算をもっと充実できないか。

④食品安全委員会委員及び専門委員の選任の在り方を見直せないか。

⑤食品安全委員会の政策評価（事後評価）の在り方を改善できないか。

こういうようなところがございます。

とりあえずいろいろな情報源を基に、これから改善に向けて検討していくヒントという意味でピックアップさせていただきまして、多少レベル感が大小ありますけれども、それらを大きく括ると、このような論点にとりあえずまとめられるのではないかとということでご

ざいます。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問や追加すべき論点等がございましたら、よろしくお願ひいたします。

よろしいですか。

◆本間委員 日ごろ話していることは、相当網羅されていると思います。ささいなことですけれども、1ページ目の評価一般という中で、評価を受ける案件をもっと迅速に処理できないかというのは、これはどこの場面でも出てくるものだと思うんですけれども、最近1番多い例で農薬などの専門調査会を見ておりますと、平均してしまえば、相当長くなったというのが出てくるんだろうと思うんです。その中でいろんな追加資料の請求とか、要するにレスポンスのいいところは早く処理されているということでありまして、このところはやはり、いい対応という表現が悪いんですが、適切なデータを提供してくるとか、まとめ方がきちんとしているとか、そういうところは早く処理されているということは強調していいのではないのでしょうか。

それに乗れないというか、請求と違うような応答・資料を出してくるようなものは、やはり遅くなっても仕方がない気がいたしまして、そのところは多少区別できるような、整理の仕方があってもよろしいのではないかと思います。

◆見上委員長 外に何かございませんか。

◆大久保総務課長 おっしゃるとおり、物によっていろいろな点があるんだと思うんですけれども、当然私どもだけではどうしようもない部分というのも、リスク管理機関、そもそも事業者等に関わるものもありますので、その辺をよく区別した上で、我々としてはどういことができるのかということ、今後検討するに当たっては、よく見ていく必要があるのではないかと考えています。先生のおっしゃるようなところは、多々あると思います。

◆本間委員 申請者の方は待っているわけですね。自分が申請したものの作業の進行状況

がどの程度の段階でいるかという、例えば8段階で示すコーデックスの作業処理状況ではないですけれども、特に自ら評価ではない、義務の中でなされているようなものに関しては、表示の段階、基礎データ取集中であるとか、返答待ちであるとか、見ている人たちが、どの程度の作業レベルにあるかというふうなことを、大まかな表示ができるようなこととというのはあり得まじょうか。

学会に出て担当の人に会うと、「遅いぞ」と言われて、どちらが遅いのかと私は思うんです。

◆北條評価課長 現状を御説明いたしますと、個別の案件の進捗状況については、個別の案件ごとにお答えはある程度させていただいております。ただし、公開情報として、進捗状況についてお示しはしておりません。

◆見上委員長 よろしいですか。何か外にございますか。

◆長尾委員 多分これはいろいろな方が気づかれたことを言われていると思います。我々が実際に行っている評価の実態の宣伝が十分にいけないという感じがします。実際は日本のトップクラスの専門家に、貴重な時間を割いてここでやっていただいている。我々としては世界的に見てもレベルは高いし、リーズナブルな結果が出せていると思っています。

逆に言うとその実態が、あまり伝わっていないかなという反省はあるかもしれません。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

何か外にございますか。今の長尾委員の御発言に対して何か言うことありますか。

◆大久保総務課長 この論点にも書いてございますが、我々の活動を国民によく説明し、いかに理解していただくのか、その辺はよくこの中で検討していく必要があるのかなと思います。

◆本間委員 それに関連すると思いますが、我々がやった結果をいろんな手段を通して説明しているわけですが、特に文章ということに関しては、全部をする必要はないと思いますけれども、やはり一般向けの文章というのは、なるべく読まれやすいレベルで書いてい

ただくというのは、改めて私はお願いしたいと思います。

お金をかけるということが必ずしも適切なものではなくて、いろいろな人に協力を得て、文体が読みやすくなるというのは割と可能のような気がいたしますので、努力の仕方ではないかと思えます。

◆見上委員長 どうもありがとうございます。

それでは、いろいろ御意見ありがとうございました。論点を全部変えるということではないので、今の意見も含めまして、論点を再整理して1度追加していただきたいと思えます。

次回は10月を予定しておりますけれども、その論点を基に、改善の方向について議論したいと思えますので、事務局の方も準備をよろしくお願いいたします。

さらに、本日まとめた論点に追加すべきものがあるかどうかについては、企画専門調査会の意見も並行して聴いたらどうかと思えますが、いかがでしょうか。

では、そういうことも含めまして、よろしくお願いいたします。

#### (4) 食品安全委員会の8月の運営について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「食品安全委員会の8月の運営について」、事務局から報告願います。

◆大久保総務課長 それでは、お手元の資料4に基づきまして、報告させていただきます。

「1. 食品安全委員会の開催」状況でございますが、8月7日に開催されました「第250回会合」の結果でございます。

「(1)」にあります、記載の遺伝子組換え食品等3品目につきまして、リスク管理機関から説明を受けております。

「(2)」でございますが、農薬専門調査会及び遺伝子組換え食品等専門調査会から報告されました記載の品目につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定したところでございます。

「(3)」の食品健康影響評価でございますが、記載の動物用医薬品3品目、遺伝子組換え食品等1品目につきまして検討いたしまして、評価の結果をリスク管理機関に通知することを決定いたしております。

2ページ、「(4)」になりますけれども、食品安全委員会の改善に向けた検討につき

まして、事務局から今後の進め方に関して案が示され了承されたところでございます。

「（５）」、「（６）」でございますが、平成 19 年度食中毒発生状況の概要、中国産冷凍食品による薬物中毒事案につきまして、それぞれ厚生労働省から報告を受けております。

また、食品安全委員会の 7 月の運営について報告しております。

続きまして、8 月 21 日に開催されました「第 251 回会合」の結果でございます。

「（１）」でございますように、野田内閣府特命担当大臣から御挨拶をいただいております。

「（２）」でございますが、農薬 2 品目につきまして、リスク管理機関から説明を受けております。

「（３）」でございますが、農薬専門調査会から報告されました以下の案件につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定いたしております。

「（４）」の食品健康影響評価でございますが、記載の農薬 2 品目につきまして、検討しまして、評価結果をリスク管理機関に通知しております。

「（５）」でございますが、「食の安全ダイヤル」7 月分について報告しております。

8 月 28 日に開催されました「第 252 回会合」の結果でございます。

「（１）」でございますが、農薬専門調査会から報告されました以下の案件について、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定しております。

3 ページ、「（２）」の食品健康影響評価でございます。記載の農薬 3 品目について検討しまして、評価結果をリスク管理機関に通知しております。

その外、食品安全モニターからの報告、7 月分について報告しております。

「2. 専門調査会の運営」状況でございますが、以下は開催日時の紹介のみとさせていただきます。

「企画専門調査会」につきましては、第 25 回会合を 8 月 28 日に開催しております。

「リスクコミュニケーション専門調査会」につきましては、第 39 回会合を 8 月 19 日に開催しております。

「農薬専門調査会」につきましては、第 23 回総合評価第二部会を 8 月 1 日に開催。

第 24 回総合評価第一部会を 8 月 6 日に開催しております。

4 ページ、第 42 回幹事会を 8 月 19 日に開催しております。

第 18 回確認評価第一部会を 8 月 20 日に開催しております。

「器具・容器包装専門調査会」につきましては、第 10 回会合を 8 月 27 日に開催しております。

「遺伝子組換え食品等専門調査会」につきましては、第 64 回会合を 8 月 25 日に開催しております。

また「新開発食品専門調査会」については、第 53 回会合を 8 月 6 日に開催しております。

「3. 意見交換会等の開催」でございますが、「ジュニア食品安全委員会」については、8 月 5 日に第 1 回、第 2 回を開催。8 月 26 日に第 3 回を開催しております。

「食品安全フォーラム」につきましては、8 月 27 日に富山県で開催しております。

「指導者育成講座」につきましては、8 月 22 日に愛知県。8 月 26 日に愛媛県で開催しております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

<p>(5) 食品安全モニター課題報告『食品の安全性に関する意識等について』 (平成 20 年 6 月実施)の結果について</p>
---

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「食品安全モニター課題報告『食品の安全性に関する意識等について』(平成 20 年 6 月実施)の結果について」、事務局から説明願います。

◆角田勸告広報課長 それでは、お手元に資料 5-1 としまして、「食品安全モニター課題報告『食品の安全性に関する意識等について』(平成 20 年 6 月実施)の結果」の概要版と、資料 5-2 としまして、詳細版を配付しておりますが、資料 5-1 の概要版に沿いまして、御報告いたします。

まず、「調査目的」でございますが、食品安全モニターの方 470 名を対象に食品の安全性に係る危害要因などについて不安感の程度や不安を感じる理由などの調査を毎年実施しておりますが、今回は平成 20 年 6 月に実施し、405 名から回答いただいたところでございます。

また、今年度は食品安全委員会設立5周年であり、この5年間の変化を確認するため、設立当初に行った調査と、同様の設問を一部取り入れて調査を行っております。

また、食品安全モニターを対象とした調査の外に、全国の20歳以上を対象にインターネット調査を行っておりますが、一部の設問については、これらの調査結果との比較も行っております。

次に、「調査項目」でございますが、大きく5項目について調査を行い、質問の数にしますと全部で20問の質問を行っております。それらの「調査結果」につきましては、2ページ以降に取りまとめております。

2ページ目でございますが、まず、項目1の「食品の安全性に係る危害要因等について」は、「問1」として、「自然災害などの日常生活を取り巻く他分野と比べた、食の安全への相対的な不安」について聞いておりますが、下のグラフを御覧いただきますと、「最も不安感が大きい」、「比較的不安感が大きい」とする回答割合は、平成16年度調査結果から18年度調査結果までの3年間は、4割強で横ばいでしたが、19年度調査結果で6割弱に増加した後、平成20年度、今回調査では5割強に減少しております。

3ページ、「問2」として、「食品の安全性の観点から感じている不安の程度」を遺伝子組換え食品など、10の要因それぞれについて聞いております。

今回の調査結果では、前年度の調査結果に比べ、すべての要因で「非常に不安である」、「ある程度不安である」とする回答の割合は減少しております。

また、今回の調査と平成19年度インターネット調査の結果を比較しますと「いわゆる健康食品」以外では、インターネット調査の方が、つまり一般の方が「非常に不安である」、「ある程度不安である」とする回答割合が高いという結果が出ております。

5ページ、「問3」として、この「不安を感じている理由」を要因ごとに聞いております。不安の理由は要因ごとに相違しておりますが、かなりばらつきが見られるところでございます。

例えば、「遺伝子組換え食品、体細胞クローン家畜由来食品で不安を感じている理由の回答割合が高いのは『科学的な根拠に疑問あり』」となっております。

また、「農薬、家畜用抗生物質では『事業者の法令遵守や衛生管理の実態に疑問』」とする回答割合が高くなっております。

また、「汚染物質、BSEでは『過去に問題となった事例があり、不安』」とする回答割合が高くなっているという結果が出ております。

6ページ、項目の2)の「食品の安全性に関する情報について」、「問4」として、「情

報源」を聞いておりますが、情報の入手先で最も多いのは、モニターを対象とした今回調査や一般の方を対象としたインターネット調査とともに、「マスコミ（新聞・雑誌・テレビ・ラジオ）」となっております。

また、「国の機関」を情報の入手先とする回答割合は、今回調査結果、前年度調査結果ともに6割程度となっております。なお、インターネット調査結果を見ますと、平成19年度は平成18年度の2割弱よりも増加し約4割5分となっております。

このことから、モニターだけでなく、一般の方も国の機関からの情報の入手が進む傾向が見られるところでございます。

7ページ、「問5」として、「情報源の信頼度」を聞いておりますが、情報源の入手先の信頼度は、「国の機関」、「保健所などの地方自治体の機関」、「大学や国の研究機関・研究者」の順となっております。

次に、項目3)の「食品の安全性の確保について」は、「問6」として、「取組に対する評価」を聞いておりますが、食品安全基本法の施行や、食品安全委員会の設置などの取組について、「評価している」「ある程度評価している」とする回答割合は、今回調査結果では9割強となっております。委員会設立当時の平成15年度調査結果では約9割5分となっているところでございます。

8ページ、「問7」として、「食品安全委員会に期待する役割」について聞いておりますが、今回の調査結果では、「適切な情報提供」、「科学的知見に基づいたリスク評価の実施」、「関係行政機関に対する勧告や意見」の順であり、この結果は平成15年度調査結果も同様となっております。

次に、「問8」として、「食品の安全性を確保するために改善が必要と考える段階」を聞いておりますが、今回の調査結果では、「生産段階」、「製造・加工段階」、「自然環境」の順であり、15年度調査結果も同様となっております。

9ページ、「問9」として、「発がんの可能性が高いと感じる要因」を聞いておりますが、今回調査結果においては、左側の「図表」ですが、「タバコ」、「放射線・紫外線」、「大気汚染・公害」などの順となっております。

10ページ、4)の「リスクコミュニケーションについて」は、「問10」として、「食品の安全の分野においてこれまでの行政が行ってきた評価」を聞いておりますが、リスクコミュニケーションが「適切に行われていた」、「十分ではないが行われていた」とする回答割合は、今回調査結果では約7割5分であり、平成15年度調査結果の4割から大幅に増加しております。

そのうち、リスクコミュニケーションが「適切に行われていた」という回答の割合は、今回調査結果では1割強であり、平成15年度調査結果の1分からかなり増加しております。

次に、「問11」として、「リスクコミュニケーションが適切に行われなかった理由」を聞いておりますが、その理由としては、今回調査結果で回答割合が最も多かったのは、「関係者相互の間でお互いのギャップを解消するような機会が十分でない」というものでございまして、これに対し、平成15年度調査結果では「必要な情報は早く正確に提供されていない」となっております。

また、平成15年度調査結果と今回調査結果を比較しますと、「必要な情報は早く正確に提供されていない」についての回答割合は、5割強から2割強に減少しております。

また、「消費者側からの情報や意見を汲み取るシステムが不十分」については、1割弱から約2割5分に増加しております。

また、「関係者相互の間でお互いのギャップを解消するような機会が十分でない」については、約3割5分から4割強に増加しているという結果が出ているところでございます。

11ページ、「問12」として、「食品安全委員会や自治体による食品の安全性に関する意見交換会への参加」の実績を聞いておりますが、今回調査では5割となっており、一般の方を対象とした平成19年度インターネット調査では1分となっておりまして、大きな差が出ているところでございます。

12ページ、「問13」として、「意見交換会で希望する議題」を聞いておりますが、今回調査においては、回答割合が多い順は、「食品関連業者や他の消費者の問題意識と取組について」「リスク評価結果に基づき講じられている施策について」となっております。

「問14」として、「意見交換会で得た情報の活用方法」について聞いておりますが、今回調査結果においては、回答割合が多い順は、「積極的に知人・友人等に情報を伝える」、「家庭における食生活を充実させる」、「地域における様々な活動を通じて地域の人に情報を伝える」という順番となっております。

13ページ、「問15」として、「消費者・行政関係者や科学者の間での食品の安全性に関する認識のギャップをどの程度感じたことがありますか」と聞いておりますが、今回調査結果において、認識のギャップを感じたことが「ある」、「若干ある」とする回答割合は、9割強であり、平成15年度調査結果の約7割5分から増加しています。

14ページ、「問16」として、この「ギャップを縮小する方法」を聞いておりますが、今回調査結果においては、回答割合が多い順は、「マスメディアによる科学的で正確な説明」が約2割5分、「食品の安全性に関する知識・理解力の向上への啓発・教育」が2割とな

っております。

15 ページ、項目 5) の「食品安全委員会等について」は、問 17 として、「周囲の方々の食品安全委員会に対する認識の変化」について聞いておりますが、回答割合は、「名前も知らない人がほとんどである」が 6 割強、「名前を知っている人が増えている」が 3 割強、「活動内容を含めて知っている人が増えている」については 5 分となっております。

「問 18」として、「よく利用する食品安全委員会からの情報」を聞いておりますが、「メールマガジン」、「ホームページ」、「季刊誌」の順となっております。

16 ページ、「問 19」として、「科学的知見を分かりやすく説明できる人材の育成講座の開催を本年 11 月から予定しておりますが、この講座への参加の希望」を聞いたところ、全体の約 9 割弱が参加を希望しているという結果が出ております。

17 ページ、「問 20」として、「人材の育成講座に参加を希望しない理由」を聞いておりますが、その理由として最も多いのは「興味はあるが、受講する時間的余裕がないから」となっております。

調査結果の概要は以上のとおりでございますが、今回の調査によりまして、食品の安全性に関する意識等について、その一端が浮かび上がってきているものと考えております。

報告は以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございます。

それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項等に関して、何か御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

◆廣瀬委員 9 ページの「発がんの可能性が高いと感じる要因」の中で、平成 15 年度は、「食品添加物」が入っていて、今回の調査では食品添加物が外れているという理由は何でしょうか。

というのは、15 年度では 70% 程度の方は、発がんの可能性が高いと感じているわけですが、本来ですと、今回の調査でそれがどうなっているかということを確認すること、非常に興味があることだと思うのですが、それがないので、どうして外れてしまったのかなと思っているんですが、その辺りはいかがでしょうか。

◆日野事務局次長 この選択肢を選んだ経緯を調べて、御報告させていただきます。

◆**廣瀬委員** 平成15年度では、「農薬」の発がん性が高いと感じている方が66.8%と非常に多いのに対して、今回の調査では、それが22%と劇的に減っているというのは、例えば平成15年度では、一般消費者を対象としたアンケートで、20年度はモニターを対象としたアンケートということなのか。あるいは今までやってきているリスクコミュニケーションの成果が非常に表れたためにこんなに減ってきているのか、その辺りいかがでしょうか。

◆**角田勸告広報課長** この違いは、調査の取り方によるものでございまして、「※」の1番下に記入してございます。

まず対象としましては、平成15年度も今回もモニターを対象としているものでございます。

平成15年度の調査では、回答の選択指数が無制限ということでございましたが、今回の調査は3つに限定しておりまして、4番目以降については、数字が愕然と下がっているというものでございます。そういうことで今回データは比較せずに、順位をみるということで分けたグラフを作っております。

◆**廣瀬委員** 一概に標準評価はできない、比べられないということですね。

◆**角田勸告広報課長** 数字については取り方が違うので、正しく4番目、5番目については3つに選択されないということになります。4番目以降については、今回調査では、農薬などの数字が落ちている。前回調査は無制限でございますので、発がんの可能性が高いと感じるという場合は幾つでも選んでいけるというものでございましたので、数値自体の比較はなかなか難しい。ただ、順番についてはそういった傾向が出ているということで、多い順ということで整理させていただいたものでございます。

◆**廣瀬委員** 前の方を見ると、不安に感ずる要因というのが徐々に減ってきていますので、恐らく我々が行っているリスクコミュニケーションの効果か徐々に表れているのだろうとは感じはしていますので、今後ともリスクコミュニケーションというのは大事だと思いますので、力を入れてやっていかないといけないなと感じております。

◆**見上委員長** どうもありがとうございました。外に何かございますか。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

#### (6) その他

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「その他」ですが、「ビスフェノール A の食品健康影響評価の進め方について」、事務局から、報告があると聴いておりますので、よろしく願いいたします。

◆北條評価課長 それでは、資料 6 に基づいて御説明いたします。資料 6 の「1. 背景」にも記載がございますけれども、ビスフェノール A につきましては、本年の 7 月 8 日付けで厚生労働省から評価の要請があったところでございます。

7 月に開催されました食品安全委員会におきまして、本件につきましては、器具・容器包装専門調査会において審議をするということとされております。

その後、8 月 27 日でございますけれども、第 10 回の器具・容器包装専門調査会が開催されまして、ビスフェノール A の審議が開始されたというところでございます。

その専門調査会におきまして、ビスフェノール A の毒性知見から、低用量曝露によります生殖発生毒性などに係る評価が特に重要であろうということで、この毒性についての評価につきましては、当該分野の専門家によりますワーキンググループを設置いたしまして、重点的かつ効率的に審議をしていくということが適当であろうという議論がございました。

具体的には、資料 6 の下の「2. 運営」というところにも記載がございますけれども、器具・容器包装専門調査会の中から専門委員、他の専門調査会からもこの低濃度の影響について、御専門とされる専門委員の方を集め、更には外部の有識者も専門参考人として加えるということによりまして、生殖発生毒性等に関するワーキンググループを設置するということが決められたということです。

具体的には、この裏の方にワーキンググループの名簿ということで、この資料には(案)と書いてございますけれども、この「案」が取れた形でここに記載の先生方でワーキンググループは構成され、今後、生殖発生毒性などにつきまして、集中的に審議をするということが決まったという御報告でございます。

御報告は以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の報告の内容につきまして、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。ビスフェノール A の食品健康影響評価の進め方がこういうふうになったということです。

それでは、外に議事ございますか。

◆北條評価課長 特に資料は用意をしておりますけれども、農薬に係る案件につきまして、御報告をさせていただきたいと思えます。

農薬のフルアジナムにつきましては、既に農薬専門調査会におけます審議を経て本年 6 月 26 日にその評価書（案）につきまして、当委員会に御報告をさせていただいた後、6 月 26 日から 7 月 25 日の間、パブリックコメント、国民からの御意見・情報の募集を行ったところでございます。

6 月 26 日に開催されました食品安全委員会におきまして、小泉先生からフルアジナムの催奇形性の評価について御質問をいただきました。事務局の方でこの催奇形性試験につきまして、内容を改めましたところ、農薬抄録、これは評価の基礎になった資料でございますけれども、農薬抄録の中で、この催奇形性試験に係るデータにつきまして、一部、統計解析が行われていないということが明らかになりまして、この点につきまして、申請者に対しまして、統計解析を改めて行うように指示をしたところでございます。

それに伴いまして、申請者からこの催奇形性試験につきまして、追加的に実施した成績があるという報告が事務局へございまして、私どもといたしましては、新たに追加されましたデータとともに、小泉先生から御指摘いただいております事項につきまして、改めて農薬専門調査会におきまして審議を行うことが適切ではないかと考えております。

したがいまして、手続上はパブリックコメントの終了ということであったわけでございますけれども、改めまして専門調査会で御審議をお願いしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

◆小泉委員 この問題については、私は2つほど問題があると思うんです。

1つは、やはり申請者の方というのは、すべてをきっちりと評価してもらうために資料をちゃんと提示するということが非常に大切だと思います。特に統計処理などというのは、一部やって一部やらないということをするなどというのはちょっと問題ではないかと思えます。

もう1点は、そういった統計処理がされているか、されていないか、専門委員の方にはしっかり見ていただいて、おかしいなと思えばすぐに申請者に差し戻してちゃんとやってもらうことが、今後は非常に大切ではないか。評価する者が統計処理をしていないのを、統計学的に有意ではないという結論を早々としてしまうというのも問題ではないかと思えます。

以上です。

◆見上委員長 外にございますか。

それでは、農薬「フルアジナム」につきましては、再度、農薬専門調査会において追加のデータを含めた審議を行っていただくことといたします。

外に何か議事はございますか。

◆大久保総務課長 特にございません。

◆見上委員長 ありがとうございます。これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。以上をもちまして食品安全委員会第253回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、9月11日（木曜日）14時から開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

また、9月10日（水曜日）14時から農薬専門調査会確認評価第二部会が非公開で開催される予定となっております。

どうもありがとうございました。以上です。